

首都直下地震発生時の交通規制計画

1 趣旨

首都直下地震については、平成25年12月に中央防災会議が公表した被害想定によれば、最大で死者数約2万3千人、建物被害（全壊及び焼失）約61万棟等の甚大な被害が生じるとされている。

また、地震調査研究推進本部が発表した海溝型地震の長期評価（算定基準日令和4年1月1日）によれば、相模トラフ沿いで今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する可能性は70%程度とされており、切迫性の高さが指摘されている。

本計画は、中央防災会議において示された被害想定や「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（具体計画）を踏まえ、首都直下地震発生時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、あらかじめ緊急交通路指定予定路線等を定めるものである。

なお、本計画の策定に伴い、令和2年8月に策定した「首都直下地震発生時の交通規制計画」は廃止する。

2 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

首都直下地震が発生した場合は、発災直後から、都心部への車両の流入禁止規制、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、道路損壊等による通行の支障の有無を把握し、関係都県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災

拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線60路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路、東京外環自動車道等（33路線）のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等2,186か所を選定した。

(4) 交通検問所

ア 高速道路等

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ（入路、スマートインターチェンジを含む。）（以下「IC」という。）のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を177か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付IC」100か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別IC」77か所である。その他の252か所のICは、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」とした。

イ 一般道路

緊急交通路指定予定路線の交差点のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両等を選別して通行させるための交通検問所を121か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付交差点」12か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別交差点」109か所である。

3 留意事項

- (1) 本計画において、緊急交通路の始点となる交通検問所は、原則、緊急通行車両等に対して標章等を交付する「交付IC」又は「交付交差点」としている。

この点、緊急通行車両等の事前届出を行った者からの緊急通行車両等であることの確認については、都道府県警察の本部又は警察署に加え、交通検問所でも行うことができることとしているが、交通検問所は標章交付のための車両による混雑が予想される。

このため、緊急交通路を指定しない道府県警察にあっても、被災地へ向かう緊急通行車両等については、出発地の警察本部や警察署において標章等の交付を受けるよう、機会あるごとに関係機関、団体等に積極的に呼びかけ、交通検問所における緊急通行車両等の円滑な通行が図られるよう配慮すること。

- (2) 緊急交通路指定予定路線については、道路管理者等に対して災害対策基本法第76条の4の規定に基づく道路啓開の要請を行うことが想定されることから、当該路線の道路管理者等とあらかじめ調整しておくこと。
- (3) 緊急交通路指定予定路線が通行不能となった場合には、代替路を指定することになることから、関係都県警察にあっては、あらかじめ代替路を選定しておくこと。
- (4) 今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し、高速道路の新規開通等に応じ、随時計画の見直しを行うこととする。